

# 令和6年度住民税非課税世帯等給付金 のご案内（3万円/1世帯）

児童福祉施設等に入所している児童でも受給できる場合があります

- 基準日※<sup>1</sup>に丹波市内の児童福祉施設等の所在地に住民票を移していない児童等であっても、住民税非課税世帯等給付金を受給できる可能性があります。
- 入所等の措置を講じた自治体へ情報提供依頼した結果、措置事由が確認できれば、丹波市から受給することができます。

## 【措置事由の例】

- ・ 小規模住居型児童養育事業を行う者や里親に委託されている
- ・ 障害児入所施設や乳児院、児童養護施設に入所している 等

- 給付金を受給するためには、丹波市での手続きが必要です。

## 【提出書類】

- ・ 児童福祉施設等に入所している旨の申出書
- ・ 住民税非課税世帯等給付金申請書

※1 基準日：令和6年12月13日

## 支給対象と支給額

以下に該当する世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給します。

**世帯全員**が令和6年度の住民税(均等割)が  
**「非課税者」**の世帯

## 申請先

丹波市

【申請書配布先】住民税非課税世帯等給付金担当窓口

## 申請期限

令和7年7月31日（木）（※消印有効）

## お問い合わせ

丹波市 健康福祉部 社会福祉課 住民税非課税世帯等給付金担当



**0795-86-7031**

受付時間 8:30~17:15（土日祝、12/29~1/3を除く）